

東京都北区地域公共交通基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的事項（第八条―第十四条）

第三章 地域公共交通会議（第十五条・第十六条）

第四章 雑則（第十七条―第十九条）

付則

東京都北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や荒川の水辺空間があり、山手線、京浜東北線、宇都宮線、高崎線、埼京線、地下鉄南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）及び都営・民間バス路線が通り、埼玉県に接し「東京の北の玄関口」として、都市基盤の進展とともに交通利便性の優れたまちとして発展してきた。

一方、南北に崖線が走り「高低差」による地形的な課題があり、超高齢社会の急速な進行やバス路線の再編等に伴い、移動に困難を感じる区民の声が高まっている。

このような状況の中、環境問題や超高齢社会に対応し、より交通利便性を高め、魅力ある東京都北区（以下「区」という。）を創造し「多様な交通手段を活用して、誰もが安心して快適に移動しやすいまちづくり」を実現することが重要である。この考え方は「SDGsのターゲット11.2」と共通のもので、「北区ゼロカーボンシ

「テイ宣言」にもつながるものである。そのためには、公共交通事業者だけでなく、区や区民、事業者も一体となって地域公共交通を支えていくことが求められている。よってここに、地域公共交通が区民の暮らしを支え、自由に移動できる手段として、区民が将来にわたって安全に住み続けるために必要不可欠なものであることを認識し、誰もが安心して快適に地域公共交通で移動しやすいまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、誰もが安心して快適に移動しやすいまちづくり（以下「移動しやすいまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに区、区民、事業者及び公共交通事業者の役割等を明らかにするとともに、移動しやすいまちづくりに関する施策（以下「施策」という。）の基本的事項を定めることにより、施策を区、区民、事業者及び公共交通事業者の協働により総合的、計画的及び効果的に推進し、地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへの転換を図り、もって区民が安全で暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公共交通 区民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として不特定多数の者に利用される交通機関をいう。
- 二 地域公共交通 公共交通を補完し、区民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の北区を来訪する者等の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。
- 三 区民 区内に住所を有する者及び区内に勤務し、又は在学する者をいう。
- 四 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。ただし、公共交通事業者を除く。
- 五 公共交通事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
 - イ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（専ら高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行う者を除く。）及び道路運送法第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ウ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき許可を受けた鉄道事業者（旅客の運送を行う者に限る。）

（基本理念）

第三条 移動しやすいまちづくりは、地域公共交通が心豊かに元気で快適な生活を送るために必要不可欠なものであるとの認識の下、区は地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへ交通環境の整備に努めるものとする。

2 区、区民、事業者及び公共交通事業者は、将来にわたって安全・安心な地域公共交通を維持・発展させるため、それぞれの役割を担い、協働し、交通環境の整備及び区民の地域公共交通の利用推進に一体となって努めなければならない。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本理念にのっとり、地域公共交通に関する総合的な計画を策定しなければならない。

2 区は、前項の計画に区民、事業者及び公共交通事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その計画実現のための施策の実施に当たっては、それぞれの理解と協力を得るよう努めなければならない。

（区民の役割）

第五条 区民は、地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへの転換を図るため、地域公共交通の利用の促進について理解と関心を深めるよう努めるとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、事業活動及び従業員の通勤における地域公共交通の利用の促進

に努めるとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（公共交通事業者の責務）

第七条 公共交通事業者は、地域公共交通の利用の状況を踏まえ、区の地域公共交通の利便性を高めるようハード・ソフト一体的な取組の推進に努めるとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 公共交通事業者は、その運行する地域公共交通の利便性向上に関し、利用者に情報を提供するとともに、利用者からの要望等に対しては、その運行に反映させるよう努めるものとする。

第二章 基本的事項

（地域公共交通計画）

第八条 第四条第一項の計画は、区が移動しやすいまちづくりを総合的、計画的及び効果的に推進するために策定する区内の地域公共交通に関する総合的な計画である北区地域公共交通計画（以下「計画」という。）とする。

2 区は、計画を策定するときは、第十五条に規定する北区地域公共交通会議の意見を聴かなければならない。これを改定するときも同様とする。

3 区は、計画を策定し、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（地域公共交通の環境整備）

第九条 区は、移動しやすいまちづくりを推進するため、地域公共交通の環境整備を行うものとする。この場合において、区は、地域の安全・安心の推進及び環境負荷の低減に努めるものとする。

2 区は、前項の環境整備を行うに当たっては、地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへの転換を図るため、様々な主体と連携して地域公共交通の整備を行うものとする。

3 区は、地域公共交通に係る技術革新の調査及び導入に関する各種検討を行うものとする。

4 区は、身体に障害のある者、移動が困難な高齢者等の移動を確保することに努めるものとする。

（地域公共交通の導入）

第十条 区は、地域公共交通機能の向上を要する箇所については、公共交通事業者に協力を求めるとともにコミュニティバス、小型乗合交通・タクシー等（デマンド型等）（以下「コミュニティバス等」という。）を導入し、当該箇所の交通手段が確保されるよう努めるものとする。

2 区におけるバス等の交通体系は路線バスを基本とし、コミュニティバス等はこれを補完するものとする。

3 区は、コミュニティバス等を導入しようとするときは、区民の意見を聴取する

とともに第十五条に規定する北区地域公共交通会議の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(意識の啓発等)

第十一条 区は、地域公共交通の利用の促進等、移動しやすいまちづくりに関する区民及び事業者の意識の啓発に努めるとともに、区民及び事業者による自主的かつ自発的な活動が推進されるよう努めなければならない。

(区民意見の聴取)

第十二条 区は、施策を推進するため区民意見の聴取に努めるものとする。

(表彰)

第十三条 区は、施策の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(区民等への支援)

第十四条 区は、施策を推進するため必要があると認めるときは、区民、事業者又は公共交通事業者に対し、技術的又は財政的な支援をすることができる。

第三章 地域公共交通会議

(設置)

第十五条 施策の推進及び地域の実情に即した地域公共交通の利便性向上に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第九条の二に規定する地域公共交通会議として、北区地域公共交通会議を置

く。

(組織)

第十六条 北区地域公共交通会議は、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

2 この章に定めるもののほか、北区地域公共交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十七条 区は、施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に対する要請等)

第十八条 区は、施策を推進するため必要があると認めるときは、国、東京都その他関係団体に対し、必要な協力の要請又は提案を行うものとする。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する北区地域公共交通計画については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する北区地域公共交通会議については、この条例の規定に基づき設置されたものとみなす。

(説明)

誰もが安心して快適に地域公共交通で移動しやすいまちづくりを実現するため、この条例案を提出する。